

# 安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一の見解ではありません。

## 陸上自衛隊の一体的運用に係る現状と課題

### ～陸上総隊創設後の諸課題～

研究班 高田 克樹

#### はじめに

海上自衛隊は自衛艦隊を統括する自衛艦隊司令官が全国の機動運用部隊を、航空自衛隊は航空総隊を統括する航空総隊司令官が全国の運用部隊を平素から一元的に運用するため、海自と空自では防衛大臣が統合幕僚長を通じて1人の司令官に命令を下せば全国的な部隊運用が可能である。一方、陸上自衛隊では5個の方面隊が最上級の運用部隊として並列していたため、防衛大臣は各方面隊を統括する5人の方面総監に個別に命令を下さなければならなかった。阪神淡路大震災や東日本大震災の際の全国レベルの部隊の集中運用等に際しては、特に方面を跨ぐ運用に陸上幕僚監部が総合調整を実施していたものの、陸上幕僚長はあくまで大臣補佐としての幕僚であり、部隊を指揮運用する指揮官ではないとのジレンマがあった。また、全国レベルの部隊運用に関し、指揮官として一元的に米軍と調整する部署がないこと。統合任務部隊の運用に陸上自衛隊として一元的な指揮を行える組織が存在しない等以前から非効率であるとの指摘があった。一方で、「陸上自衛隊を五つの方面隊に分けてあるというのは、かつて陸軍が暴走したからであり、陸上自衛隊を分割しておいた方が暴走を食いとめることになる、陸上総隊を創設して本当にいいだろう

か」というような疑問が呈された<sup>1</sup>。

22 大綱、23 中期防においては、「作戦基本部隊（師団・旅団）及び方面隊の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる」との記述にとどまり、陸上総隊の新編は見送られた。第2次安倍政権発足以降、全陸上部隊の頂点に立つ「最高司令部」が創設されるということで、太平洋戦争で暴走した参謀本部（旧陸軍）を連想させるとの声もあったが、陸上総隊は自衛隊統合運用に不可欠と判断され、2013年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）において、「一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊を新編する。その際、中央即応集団を廃止し、その隷下部隊を陸上総隊に編入する。」との記述がなされ<sup>2</sup>、2017年5月26日、陸上総隊新編などの改正自衛隊法が成立、既存の中央即応集団は廃止され、2018年3月27日に陸上総隊が新編された。陸上総隊の新編にあわせ、自衛隊法が改正され第10条の2第3項に「防衛大臣は、第6章に規定する行動その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る場合には、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置くことができる。」と規定された。また、方面隊の全部又は一部に対する陸上総隊司令官の指揮を円滑に行うために必要な事項を定める目的で、「陸上自衛隊の部隊の一体的運用の円滑な実施に関する訓令

（陸上自衛隊訓令第8号）」を施行した。これにより、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下、「事態対処法」という。）に示す武力攻撃事態、同予測事態、緊急対処事態の認定とは別に防衛大臣の作戦準備命令（5ページに詳述）により、陸上総隊司令官は方面隊の全部又は一部を指揮し、部隊の移動、編成、装備品等の調達、集積及び整備その他の準備行為が平素の段階で実施可能となった。筆者は、2019年8月に陸上総隊司令官を拝命し、同10月の令和元年東日本台風に際し、陸上総隊司令官としては初となる統合任務部隊指揮官を命ぜられ、これにあたり、自衛隊統合運用に不可欠であるとの陸上総隊新編の意義を身をもって経験した。一方、グレーゾーンを含む有事の作戦準備に関しては、武力攻撃（予測）事態認定が行われ、防衛出動（待機）命令が発出されて以降に実質的な効力を発揮するものが多く、様々な演習等を通じ内在する課題を突き付けられた。

本稿においては、まず、現状の法体系上の課題の糸口を見出すため、事態対処法と自

---

<sup>1</sup> 2015年3月10日、衆議院予算委員会第一分科会での宮澤博行(自民党)氏の質問

<sup>2</sup> 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」（防衛省 HP）

衛隊法並びに関係法令等の関係について特に特例や適用除外を受ける項目について確認する。次いで、法第6章行動の発令以前に発出される防衛大臣の作戦準備命令以降、陸上総隊司令官が行う作戦準備の項目毎の諸課題や解決の方向性について整理する。なお、関係省庁所管の法律の適用除外等については、空自のPAC3や移動警戒隊の展開等が一部該当することが考えられるが、その多くは陸自の準備行為の関係であること、陸自のサイバー防護を所掌する部隊が陸上総隊隷下のシステム通信団に編合されたこと等に鑑み、キネテックな部隊の移動・展開等に留まらず、ノンキネテックな効果を発揮する部隊の準備等にも言及することとした。その後、今後我が国が直面するかもしれない新たな戦いを前提として、陸上自衛隊の作戦準備の実効性を高める方策についての提言を試みたい。

## 1 事態対処法と自衛隊法並びに関係法令等との関係について

### (1) 全般

事態対処法は、各種事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的として制定された。同法を基礎として、特定公共施設等利用法（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関し総合的に調整する根拠法）や国民保護法が制定され、同法第9条対処基本方針において、事態認定（武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、存立危機事態）を定めるとともに、即応予備自衛官及び予備自衛官の招集、防衛出動待機命令、防御施設構築措置の内閣総理大臣が行う承認、内閣総理大臣が行う防衛出動を命ずることについての国会承認の求め等が規定され、自衛隊法との関連付けがされている。なお、第21条において、武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態として緊急対処事態が定められ、武力攻撃事態等における特定公共施設等利用法と国民保護法が適用されるものの、予備自衛官の招集に係る事項及び防御施設構築等に係る事項についての関連付けは制定されていない。

### (2) 自衛隊法における適用除外及び特例<sup>3</sup>

---

<sup>3</sup> 適用除外は自衛隊の特性上、関係法令の適用を除外されるものであり、防衛大臣が必要な措置を講ずるものである。特例は通常、許可或いは協議を必要とするものを通知のみで可とする等、手続きを緩和するものである。

自衛隊の任務の特殊性により、銃砲等の保持や火薬類の貯蔵、運搬、消費等については平素から関係法令の適用除外を受けているものの、危険物等の集積（野積み）については、第6章行動時又は演習場地域とされている。更に、その他の関係法令については、防衛出動（待機）命令又は防衛施設構築措置を命ぜられた場合に、適用除外或いは手続きの緩和のための特例が認められている。危険物等の貯蔵、運搬、消費等の消防法の適用除外に関しては、第6章行動時全般において適用される等、その他の適用除外等の規定に比し適用される行動類型が多い。これは、消防法の適用除外が昭和33年という早い段階で追加されたものであるのに対し、道路法の特例や森林法等の特例については、事態対処法の制定により平成15年に追加された条項であることの違いによるもの<sup>4</sup>と考える。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定による特定公共施設等利用法や国民保護法の適用を自衛隊の行動に照らし合わせて整理すれば、武力攻撃事態等の認定を受け発令される防衛出動、防衛出動待機命令及び防衛施設構築措置を根拠に適用除外や特例措置ができる関係法令は多岐にわたり、行動の円滑化は図られているものの、緊急対処事態認定を受け発令されることが予想される治安出動、治安出動待機、治安出動前の情報収集活動、警護出動命令における適用除外等は、平素から適用が除外されている航空法や電波法の一部の規定や第6章行動時に適用除外となる消防法の一部規定はあるものの、武力攻撃事態や武力攻撃予測事態に比して極めて少ないと言わざるを得ない。更に、第6章行動が発令されてない段階の例えば平素のMFDO<sup>5</sup>を念頭に第6章に規定する行動時の部隊運用を想定した演習等においては、関係法令の適用除外や特例を受ける法令は存在しない。

また、電波の利用に関しては電波法の無線局の免許、登録及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には適用しないが、その使用する周波数帯については、総務大臣の承認を受けなければならない。武力攻撃事態等、緊急対処事態を認定時に適用される特定公共施設の利用に関する法律においては、対策本部長が、対処基本方針に基づき電波利用指針を定め、総務大臣が、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊及び国民の保護のための措置を実施する自衛隊が必要とする無線通信に関し必要な措置を講ずるとされている。

---

<sup>4</sup> 平成15年に追加された条項については巻末の別表のとおり。

<sup>5</sup> Military Flexible Deterrence Option 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法（日米防衛協力のための指針 2015年4月27日から抜粋）

## 2 陸上自衛隊の一体的運用について

### (1) 陸上自衛隊訓令で具体化された事項

自衛隊法第10条の2第3項に規定する行動その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合において、方面隊の全部又は一部に対する陸上総隊司令官が円滑に指揮するために必要な事項を定めることを目的として「陸上自衛隊の部隊の一体的運用の円滑な実施に関する訓令」が制定されたことは、シビリアンコントロールを確保した上で方面隊を指揮する陸上総隊司令官の職責や権限を明確にしたものであり、陸上総隊新編以前の複数の方面隊に跨る陸上自衛隊の部隊運用に関し、逐次大臣命令を必要とし、適宜に迅速な指揮・運用に制約があるといった陸自創隊以来の懸案事項を大幅に解消したものである。

その細部は、防衛大臣の命令がなくとも実施できる事項として、①事態が発生した際の初動対処を的確に実施するため、陸上総隊及び方面隊の平素の待機要員の指定その他の準備を整えている状態である即応態勢、②事態の発生後、当該事態の規模・緊急性に応じた陸上総隊及び方面隊における部隊の長による参集要員の指定、勤務形態の変更その他の非常時における隊員の勤務態勢を整えている状態である非常勤務態勢、③市ヶ谷駐屯地を除く駐屯地の警備、④警戒監視及び情報収集の4点が規定され、防衛大臣の命令により実施できる事項として、①自衛隊法第6章に規定する行動を迅速かつ適切に実施するための部隊の移動、編成、装備品等の調達、集積及び整備その他の準備行為、②前各号に掲げるものの他防衛大臣が認める事項の2点が規定されている。(災害派遣の場合は、大規模震災災害派遣を除き、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の判断で指揮することができる<sup>6</sup>。)

この内、自衛隊法第6章に規定する行動を迅速かつ適切に実施するための部隊の移動、編成、装備品等の調達、集積及び整備その他の準備行為には、行動時の部隊運用を想定した演習を含むとされており、師団、旅団等の部隊、弾薬を含む装備品等の移動、集積及び整備等、昨年陸上自衛隊が実施した陸上自衛隊演習も、これを前提として陸上幕僚長が統裁したものと推察される。いずれにせよ、上記の準備行為等については、防衛大臣の

---

<sup>6</sup> 2019年の台風19号の被災に際し、筆者は陸上総隊司令官として中部方面総監、北部方面総監に対し、発災翌日に瓦礫除去のための施設部隊、被災者の生活支援のための後方支援部隊の派遣準備を命じた。本災は結果として総隊創設後初の統合任務部隊編成(横須賀地方隊、航空総隊の一部を編合)の事例となった。

作戦準備に関する命令が必要となる。

(2) 防衛大臣の作戦準備発令後の各種準備行為

ア 部隊の移動前の準備行為

部隊の機動展開を命ぜられた師団、旅団等の移動前の準備行為は、移動により空白となる警備地区や災害隊区を申し送るための準備（転用後に新たに責任を負う部隊等の担当官と関係自治体等関係者との引き合わせ、申し送り）、駐屯地残置物品、持ち出し物品等の業務隊との調整、指定充足等の隊員の部隊復帰<sup>7</sup>、家族支援<sup>8</sup>、整備用部品、築城資材、糧食等の調達等広範多岐にわたり、準備に多大な時間を要するものの、準備を妨げる或いは遅延させる関係法令はない。

イ 部隊移動・展開

道路法第47条第1項において、「道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。」と規定され、また、同条第2項において、「車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。」とされている。これを受けて「車両制限令」が制定されており、公道を走行できる車両の最高限度（一般的制限値）は、幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、総重量20t（高速道及び指定道路は25t）と規定されている。当該規定により部隊等においては、戦闘車両や重機等をトレーラーに積載する際、砲塔と車体を分離したり、タイヤの空気を抜いたりして、重量や高さ制限をクリアしているのが実態となっている。更に、車両制限令第14条により、緊急自動車等の特例が規定されており、自衛隊法上の行動、教育訓練等で使用される自衛隊の車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、適用されないとされている。この適用除外規定については、全面的に適用除外ではなく、「道路構造保全のため必要な措置を講じて通行するもの」という条件がついており、自衛隊車両に関しては、「車両制限令等の一部改正に伴う防衛庁と建設省の覚書」が締結されており、民間のように道路管理者の許可を受けるのではなく、道路管理者への「照会」と「通知」で運行することができるようにされている。この際、道路管理者は「運行条件」を付すことができるようにされており、自衛隊の重車

---

<sup>7</sup> 平素の駐屯地業務隊や地方協力本部の業務を補完するため部隊等から人員を選定して常態的に勤務させる要員をいい、情勢緊迫時には部隊に復帰させることを前提としている。

<sup>8</sup> 任務に赴く隊員家族の不安を解消するため、派遣前に行う家族説明会や派遣中の連絡の確保、メンタルヘルス等を行うものの総称

両等が走行することによる一般交通への影響等を勘案して、「運行は夜間に限る」等の条件が付されることが通例となっている。実際に部隊等においては、戦車や自走榴弾砲等一般交通への影響を考慮して誘導車を車列の前後に配置し、夜間通行するとの条件が付されることが通例となっており、師団・旅団の部隊移動において一部戦闘車両のみが夜間移動に限定され、斉一に行われたい恐れがある。自隊での走行の他、民間の輸送手段（JR、民間フェリー、航空機等）は存在するが、防衛省が平素から個別に契約を結んでいるのは「ナッチャン・ワールド」と「はくおう」のPFI<sup>9</sup>船舶2隻<sup>10</sup>であり極めて限定的である。先般実施された陸上自衛隊演習においては、チャーター船による戦車輸送等を調整したものの、全日本海員組合の反対により、直前で契約が成立せず輸送ができなかった事例や沖繩における港湾荷役労働組合は危険物（戦車、火砲等の武器・弾薬）の荷役についてこれを拒否したという事例が実際に存在する。引き続き継続的な関係省庁等と連携した港湾管理者、民間の船舶・荷役業者、労働組合への理解獲得のための働きかけが重要となろう。

また、弾薬の輸送については、自隊及び海自・空自の協力を得て輸送する他、民間の車両、船舶、航空機での輸送を契約により実施することとなるが、陸上輸送による弾薬輸送の入札実績は日本通運1社、船舶輸送は公募により毎年確認しているが、現在日本通運を含む6社がその都度入札に参加、空路輸送については、航空会社の社内規定により実績がないというのが実態である。即ち、民間航空機での弾薬輸送は実質困難であり、民間船舶も弾薬運搬を可能とする許可を得ている弾薬船の隻数が限られており<sup>11</sup>、作戦上の弾薬輸送に関し公表できるものはないものの、作戦準備上の大きなチョークポイントとなることは疑う余地もない。このため、平素の訓練等を通じて、民間旅客船舶により弾薬類を輸送可能になるよう危険物を積載する設備を有する船舶に対し、危険物運送船適合証の書き換えを実施し、実績を累積することにより弾薬輸送の実効性を高める等の試み<sup>12</sup>を行う必要がある。

---

<sup>9</sup> Private Finance Initiative の略で公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

<sup>10</sup> 「ナッチャン」は人員500名、乗用車100両、トラック60両及び若干の弾薬を、「はくおう」は、人員500名、トラック200両を積載可能

<sup>11</sup> 弾薬輸送船としての契約実績は10隻程度。平素から防衛省と海上輸送に関し契約している「ナッチャン」も弾薬を運搬できる構造に改造したが、その輸送量は極めて限定的である。

<sup>12</sup> 先般の陸上自衛隊演習時民間旅客船により小火器弾薬の輸送実績あり。

更に、じ後の作戦の容易性を確保するため、駐屯地から駐屯地への部隊の「移動」のみならず、その後の戦力発揮を整える観点での駐屯地外への「展開」は抑止効果を高める上で極めて重要である。現在の演習での大規模な師団・旅団クラスの部隊展開においては、原則として駐屯地や演習場の防衛省管理地域を使用しているのが実態である。与那国島、宮古島を始めとする南西諸島への駐屯地の開設は部隊展開を行う上で大きな意義を有するものの、本来であれば、防衛省管理地域以外の地域への展開を迅速に行うことが重要であり、例えば米海兵隊のEABO<sup>13</sup>部隊や米陸軍のMDTF<sup>14</sup>等の展開も米軍や自衛隊の管理地域のみで構想しているとは考えにくく、平素の段階での日米の部隊の展開に関し、大きな制約があると言わざるを得ない。平素の適用法令としては、土地収用法と駐留軍用地特措法<sup>15</sup>が存在するものの、その事業認定手続きや収用裁決手続きには多大な時間を要することが予想され、たとえ防衛大臣の命令により作戦準備を命ぜられても、平素の段階での防衛省管理地域以外への部隊展開は極めて困難である。また、展開地域の一時的な工事や形状変更、建築物の建築等は前述した様々な関係法令の適用を受け、その適用を除外或いは特例により手続きの緩和を見込めるものは、武力攻撃事態等を認定されて以降、防衛出動、同待機命令を受けた部隊にのみ適用される。(情勢不安定時段階的に発令されることが予想される警護出動、治安出動前の情報収集活動、治安出動発令時においては適用されない。)

#### ウ 編成

自衛隊法第22条の規定により、内閣総理大臣或いは防衛大臣は、第6章行動（防衛出動、治安出動、警護出動、国民保護派遣、海上警備行動、海賊対処行動、弾道ミサイル等の破壊措置、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣、在外邦人等の保護措置）及び訓

---

<sup>13</sup> 遠征前進基地作戦（Expeditionary Advanced Based Operations, EABO）は、アメリカ海兵隊が中心となって開発されている軍事コンセプト。敵の接近阻止・領域拒否に対して、その脅威圏内に前進基地を設置し、これを海軍・海兵隊部隊の拠点として制海の支援などにあたるものとされる。

<sup>14</sup> マルチドメインタスクフォース（Multi-Domain Task Force : MDTF）はMDBのコンセプトに対応できるように編成された特別部隊になる。電子戦やサイバー攻撃、情報作戦、及びミサイル能力を有する部隊になり、長距離精密兵器、極超音速ミサイル、精密ストライクミサイルの装備を有するとされている。

<sup>15</sup> 日米安保条約に基づく日米地位協定を実施するため、在日米軍に提供する基地用地を収用・使用するために定められた法律。昭和27年（1952）制定。防衛大臣は、同法を根拠に、日本国内のいかなる土地でも、必要に応じて有償で収用し在日米軍に提供することができる。



練その他の事由により必要がある場合には特別な部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができるとされており、防衛大臣からの作戦準備命令が下令されれば、陸上総隊司令官の指揮下に所要の部隊を置くことができる。これにより、陸上総隊司令官は、情勢を判断しつつ、任務に応じた部隊を柔軟に編成することが可能となる<sup>16</sup>。

一方、師団、旅団転用後の警備上の空白を埋めるためや、後方支援部隊の充足を高めるため招集される即応予備自衛官や予備自衛官については、即応予備自衛官が防衛出動、治安出動、国民保護、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣に連動して、予備自衛官が、防衛出動、国民保護、災害派遣に連動して招集される旨自衛隊法に規定されており、予備自衛官に治安出動の招集枠組みが無いこと<sup>17</sup>、警護出動、治安出動前の情報収集活動或いは平素の段階（防衛大臣の作戦準備命令下令時含む。）においては、即応予備自衛官、予備自衛官とも招集の枠組みはなく、対応の可能性があるのは訓練招集のみである。この訓練招集は、即応予備自衛官で年間 30 日、予備自衛官で年間 20 日を超えないものと自衛隊法で規定されており、例え運用上のニーズから平素の段階において即応予備自衛官及び予備自衛官を訓練招集で招集し、各人がこれに応招しても、作戦準備～作戦実施の期間を通じての招集が訓練召集のみで十分であるとは言い難い。

#### エ 装備品等の調達、集積及び整備

作戦準備下令以降の装備品等の調達については、主要装備品や誘導弾等の製造、調達に長期間を要するものは該当するとは考えにくく、主要補給品の中では、既配分以外の糧食、弾薬、燃料、築城資材、整備用部品等が考えられる。この内、弾薬・燃料等の一時保管は教育訓練上の「使用」を前提として、演習場等における集積（野積み）が従前より可能であったが、昨年の陸上自衛隊演習では防衛装備庁を通じた経産省との協議により、集積（野積み）された弾薬については、「使用」を前提とせずとも「整備」をするという解釈で承認された。（燃料について本解釈は未だ適用されていない。）

また、緊急調達において長期間を要する主要装備品や誘導弾等については、平素からの防衛力整備によりその充足率を高めていくことが重要であるし、耐用年数を過ぎた装備品についても一定期間予備装備として保管しておく等の処置が必要である。更に、弾薬に

---

<sup>16</sup> 編成される部隊が陸海空自衛隊の 2 つ以上の部隊である場合の当該部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は統合幕僚長が執行する。

<sup>17</sup> 自衛隊法第 70 条、同第 75 条の 4

関しては、換爆量等の制約により弾薬庫保管量の制約が大きくなっている現状があり、適切な保管用保全装置の設置により換爆量の緩和を可能にする等、時代に適合した法改正が望まれる。

#### オ 電波の利用

防衛大臣は、防衛出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認めた場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、自衛隊が使用する民間通信回線の維持、復旧等について、必要な措置を求めることができる旨規定されているものの、総務大臣が事業者に対して措置を命ずる枠組みは、電気通信事業法施行規則 55 条において、警察、海保、選挙管理機関、新聞社等の各機関相互の枠組みのみであり防衛省・自衛隊とその他の機関の間の枠組みは存在しない。従って電気通信事業法施行規則の改正及び防衛出動前の平素の枠組みにおいて防衛大臣の要請により総務大臣が措置を命ずる枠組み等の検討が必要となろう。また、国（総務省）による陸上自衛隊への周波数帯割当ては、狭帯域が主体であり、伝送容量不十分な状態である。陸上自衛隊の場合、データ通信に供する周波数帯が VHF 帯であり、伝送容量に大きな制約があり、次世代の C4I2 システム<sup>18</sup>としては甚だ脆弱である。3G 終了後の 800MHz 帯域は、引き続き民側に配当されることが決定され、公表済みではあるが、UHF 帯の配当を是非とも再考してもらいたい。

「通信の周波数は、装備品の弾薬と一緒に」と言われるが、2024 年度以降「みちびき」7 機体制を直前に控え、今回のウクライナにおけるイーロンマスク氏が提供したとされるスターリンクを始めとする衛星コンステレーションの活用も含め、自衛隊特に海空自に比し衛星通信活用が未発達な陸自に平素からの周波数帯の増加配当が望まれる。

#### カ サイバー防護

不正アクセス禁止法、電気通信事業法等により、サイバー攻撃を受けての発信源の特定（アトリビューション）に関しては、警察は捜査として可能であるが、自衛隊は同法令により実施することができない。また、サイバー防護能力を強化するためには、実際にインターネット回線からのアクセスにより訓練、検証等を実施することが必要不可欠であるが、これも同法令により実施できない。サイバー攻撃は、個人の犯罪から国家主権への侵害行為までその態様は様々であり幅広く、例えば将来政府系クラウドが形成された場合、その防護を NISC や警察とともに防衛省自衛隊が担うことも十分考えられることから、発

---

<sup>18</sup>Command (指揮) Control (統制) Communication (通信) Computers (コンピューター) Intelligence (情報) Interoperability (相互運用性)

信源の特定（アトリビューション）を行い得る枠組み等の検討や平素からの不正アクセス禁止法等の適用除外が強く望まれる。

### （３）平素の段階における各省庁による特例措置の過去の事例について

武力攻撃事態等及び緊急対処事態認定以外で各省庁の所管する法律の特例措置を実施した多くの事例の内、主要なものを東日本大震災時の事例（所謂震災緩和）から記述するとともに、震災時においても特例措置等がとられなかった事例も記述する。

#### ア 厚生労働省関連

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく埋火葬許可について、市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認め、また、特例的な火葬許可証等によって、焼骨の埋蔵等を認める特例措置を講じた。また、厚生労働省医政局総務課長名で「東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについて（通知）」が発簡され、「被災地において、被災者に対し医療を提供するため、仮設診療所を開設する場合には、医療法の規定に基づく診療所の開設許可又は届出の手続きは、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えない」との記述があり、自衛隊の救護所開設に寄与したと考えられる。

更に、外国医師免許を有する者の医療行為の取扱いについて、外国の医師免許を有する者であっても、我が国内で医療行為を行うためには我が国の医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないが、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第 35 条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考え許可した。

#### イ 国土交通省関連

救援活動に従事する航空機については、救援物資の投下の届出、空港以外の場所での離着陸及び最低安全高度以下の飛行の許可について、具体的な回数又は場所を特定しない包括的な法手続きを可能とし、特例措置を講じた。また、「被災港における危険物荷役の特例について」の事務連絡により「国難時における被災港の特例として、非常時における現実的な安全対策を講じることを指導の上、岸壁区分、荷役許容量等にかかわらず、迅速かつ柔軟に運用をなされたい」との記述があり、震災緩和の一つと考えられる。

#### ウ 震災時においても特例等の措置がとられなかった事例

東日本大震災においては、部隊が公園や学校に拠点を設定し、災害派遣活動に従事していたが、この際の土地使用に係る事例は、法律の特例措置等ではなく、公園管理者や学校管理者（実態としては都道府県庁・市町村役場の担当職員）との調整によるものであった。例えば、岩手県遠野市にある遠野運動公園においては、市は地震発生の 15 分後には

冬季閉鎖中の公園の開門を指示し、救援部隊の受入準備を始めており<sup>19</sup>、公園等の使用は、管理者の権限により使用者（自衛隊等）との調整に基づき行われたものが殆どである。遠野市の速やかな対応は、みちのくアラート 2008<sup>20</sup>等の平素の防災訓練、防災会議等で自治体等や指定公共機関等との認識の共有が図られていたこと、地方自治体に危機管理担当として採用された陸自 0B が自衛隊と自治体の懸け橋になったこと等が要因と推察され、平素からの密接な連携による認識の共有、適切な人材登用及び計画の具体化等が重要であることを改めて伺わせる。

また、燃料と人員の混載については、北方の部隊がフェリーで東北地方に進出する際危険物である燃料の積載は認められず、別の輸送船で燃料を運送した。但し、震災後の 2014 年、災害復興業務に従事する自衛隊員、警察官等の公務員を運送する場合、当該公務員にあつては燃料と人員の混載について一部容認とする文書が発簡されている<sup>21</sup>。

また、部隊の移動におけるフェリーの優先使用は、津波警報発令中の 3 月 12 日は小樽港から、津波警報解除後の 13 日以降は苫小牧港から、部隊を緊急輸送しているが、これも調整によるものであり、自衛隊への何らかの優先使用を定めたものがあつたわけではない。

更に、北朝鮮が、2012 年 4 月、12 月事前に予告落下地域を国際機関に通報し、人工衛星打ち上げとして実施したテポドン 2 派生型（光明星 1 号機、2 号機）の打ち上げ<sup>22</sup>に対し、防衛省は破壊措置命令を発出するとともに、陸上自衛隊には万が一の弾着後の措置を命じた。これにより陸自部隊は南西諸島に移動・展開したが、展開地域の使用については、部隊側と地方自治体との調整によりなされており、具体的な手続きの省略や適用除外等の事例はなかった。

### 3 現代戦の特性と抑止・対処上の課題

---

<sup>19</sup> 遠野市沿岸被災地後方支援 50 日の記録（H23、遠野市）より

<sup>20</sup> 2008 年に実施された防災訓練であり、自衛隊だけでなく、宮城県と岩手県、三陸沿岸の市町村、警察、消防、地元住民など、約 1 万 8000 人が参加する大規模なものだった。

<sup>21</sup> 「非常災害時におけるカーフェリー等による危険物（タンクローリー）の運送に係る危険物船舶運送及び貯蔵規則の取扱いについて」2014 年 3 月 27 日国土交通省海事局検査測度課長名文書

<sup>22</sup> 令和 3 年版防衛白書 63 ページ

「超限戦」は、1999年に発表された、中国人民解放軍空軍 <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E6%B0%91%E8%A7%A3%E6%94%BE%E8%BB%8D> 大佐の喬良と王湘穂による戦略研究の共著であり、これからの戦争を、あらゆる手段で制約無く戦うものとして捉え、第1部に新戦争論を、第2部に新戦法論を説いている。この中で喬良、王湘穂は、25種類にも及ぶ戦闘方法を提案し、通常戦、外交戦、国家テロ戦、諜報戦、金融戦、ネットワーク戦、法律戦、心理戦、メディア戦などを列挙している。そして、このような戦争の原理として、全方向度、リアルタイム性、有限の目標、無限の手段、非均衡、最少の消耗、多次元の協力、全過程のコントロールと支配を挙げている。現在中国はこの超限戦を随所に実践している。例えば、平素からサイバー戦を多用し情報窃取などを行っているし、三戦（広報戦、心理戦、法律戦）を多用し、東シナ海や南シナ海で「準軍事手段を活用した戦争に至らない作戦」(POSOW: Paramilitary Operation Short of War) を多用している<sup>23</sup>。

2013年2月、ロシア軍の制服組トップであるヴァレリー・ゲラシモフ参謀総長は、「予測における科学の価値」<sup>24</sup>というタイトルの論文を発表した。ここでゲラシモフ参謀総長が述べているのは、21世紀の戦争は国家が堂々と宣戦布告をするという近代的な戦争のモデルはもはや通用しなくなり、平素とも有事ともつかない状態が続き、非軍事的な手段の役割が増大して、結果として戦争のルールが変わったと述べた。一方、同氏は伝統的な軍事力の役割を否定するどころか、戦力投射能力や長距離精密誘導能力、自動化された指揮通信システムを今後の軍事力の必須事項としている。同氏は、現代の戦争は非軍事的な手段と軍事的な手段を組み合わせたものであり、概ねその比率は4：1であるとの主張をしている。（軍事的な手段が台頭するのは全般の作戦の内、最終の第5段階）

所謂新たな戦いに関する著作は数多くあるが、その中でも渡部悦和氏の著作「日本はすでに戦時下にある」並びに「台湾有事と日本の安全保障」（尾上定正氏、小野田治氏、矢野一樹氏共著）は、我が国が今後近い将来直面するかもしれない全領域での戦いの概要を理解するには大変な良書である。渡部悦和氏は「日本はすでに戦時下にある」で中国の超

---

<sup>23</sup> [中国が仕かける超限戦の実態と人民解放軍改革 既得権を奪われる改革にPLA内部の不満が爆発する恐れも\(1/8\) | JBpress \(ジェイビープレス\) \(ismedia.jp\)](https://www.ismedia.jp/2022/05/06/184444) 2022年5月6日閲覧

<sup>24</sup> 「軍事産業クーリエ」2013年2月27日付掲載

限戦、智能化戦<sup>25</sup>に対し、全領域戦（All Domain Warfare）<sup>26</sup>で対抗すべきであると提唱している。また、「台湾有事と日本の安全保障」第5章においては、①台湾の政権政党がSNSで炎上から始まる、②台湾国内における独立派と統一派の対立激化、③中国本土からの台湾へのサイバー攻撃、④日本に向けられた中国の情報戦、⑤中国軍の大規模演習の実施、⑥台湾国内での対立の先鋭化、⑦統一派の武装蜂起、⑧国民投票の結果、統一派の勝利、⑨浮遊機雷による貨物船の被害、⑩台湾へのサイバー攻撃、特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃⑪中国漁船の尖閣上陸、⑫中国軍の台湾への短期激烈侵攻等へエスカレーションするシミュレーションを提示している。

これらに対する我が国の抑止・対処の現状は如何なものであろうか？陸上自衛隊について言えば、南西地域における新規駐屯地の開設や対空・対艦ミサイル部隊の配置、電磁波部隊の新設やサイバー防護部隊の強化等に併せ、部隊の機動展開能力の向上を図っていることは、一定の評価ができるものの、所謂全領域の非軍事に対する抑止や対処の能力は必ずしも十分な状態にあるとは言えない。更に、事態対処法成立時の背景的事項として、法律策定的前提を敵の我が国領土への着上陸作戦、航空攻撃、弾道ミサイル攻撃等を念頭にしていたため、事態対処法の記述は、国家主体の正規型の軍事行動を想定した認定行為の手続きや基本方針に含ませる事項が記述されていることから、上記①～⑨の所謂グレーゾーンにおける事態認定（重要影響事態を含む。）が適時に行われるとは断言できない。

これは、同時に陸上自衛隊の運用の基盤である、諸法令の適用除外や特例の措置を受けることを前提とした所要の部隊の迅速な移動・展開を含む作戦準備が期待できないことを意味している。全領域での戦いにおいては、敵の非軍事的手段が行使されている間に早期に事態のエスカレーションを察知し、先行的に事態認定や平素の自衛隊に対する権限付与を行えるような枠組みが必須となる。相手の軍事的手段の行使は、敵の全般作戦計画の中では最終段階にあることを肝に銘じなければならない。

全領域での戦いにおいては、現状の作戦準備の考え方では時期的にも質的にも極めて対応が難しいことが予測される。まず、時期については、敵の軍事的侵攻は作戦全体の最終段階に明らかになることから、従前のリードタイムの考え方では平素の国内法の制約と

---

<sup>25</sup> NIDS コメントリー中国の国防白書 2019 と智能化戦争 [commentary105.pdf](https://www.mod.go.jp/commentary105.pdf)  
([mod.go.jp](https://www.mod.go.jp))

<sup>26</sup> 全領域作戦（All Domain Operation）は軍隊が行う作戦であるが、渡部氏が提唱する全領域戦は政府を中心として多くの組織（軍隊を含む）が参加し、あらゆる手段（軍事的手段と非軍事的手段）とあらゆる領域を利用して行う戦いとしている。

相まって、陸自の移動・展開は、相手国が我が国の防衛態勢を確認して侵攻を思いとどまらせる所謂「抑止態勢」の確立に間に合わない可能性が高い。質については、軍事・非軍事、正規・非正規等あらゆる手段を講じて侵攻準備を整える敵に対し、陸上自衛隊（ある意味自衛隊全体）として、特にサイバー領域における平素の発信源の特定（アトリビューション）の権限や、電磁波領域における平素からの予備周波数帯の付与・承認がなされておらず、平素の効果的な対処要領がない状態である。

以上のように、従前から内在していた陸自部隊の作戦準備に係る諸課題は全領域での戦いの潮流により、より顕著にかつ時期的にも質的にも変化したと言えよう。

#### 4 作戦準備の実効性を高める方策（提言）

##### （1）政府レベルでの方策

###### ア 事態対処法の再整備

平成 15 年に制定された事態対処法により、武力攻撃事態等並びに緊急対処事態における自衛隊の行動並びに行動に係る特例、適用除外等が明確になった。一方で、先に述べた通り、防衛出動、同待機命令並びに防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊にのみ適用される他省庁管轄の法律は広範多岐にわたるものの、同じ第 6 章行動の治安出動、警護出動、治安出動前の情報収集活動はもとより、平素の作戦準備に係る事項についての特例措置や適用除外項目は極めて限定的である。更に、全領域での戦いについて現行の事態対処法をベースとした対応を考えた場合、事態認定考察の前提が軍事的・正規的行為に限定されている感は否めない。事態認定考察の前提を軍事・非軍事、正規・非正規等幅広く設定することにより、国家として対応すべき脅威とリスク、目標（Ends）、手法（Ways& Means）が明確になり、事態認定も例えば宇宙・電磁波・サイバー空間における認定の在り方等も大いに議論されるべきであるし、制定から 19 年を経過した事態対処法を全領域での戦い等の現代戦に適応できるとく再整備を考察することも重要であろう。この際、事態対処法の見直しに伴い、各省庁所管の法律を平素の規定に留まらず、事態対処時を念頭に整備する、即ち、国の防衛に寄与する各省庁所管の法律制定が進むことを期待したい。

###### イ 政府レベルでの訓練の実施

事態対処法を基礎とした事態認定や対処基本方針、特定公共施設等の利用法の適用及び国民保護法に基づく処置等に関する具体的な事務や省庁間や地方自治体並びに民間事業者等との調整は、一朝一夕に成し得るものではない。簡単なシナリオからハイブリッドな

戦いを念頭に置いた高度なシナリオまで、順次、政官民一体となった政府レベルの訓練の実績を確実に積み重ねることにより、自衛隊法や関係省庁の所管する法律の限界を明らかにし、全領域での戦いに対応できる法律枠組みや事態認定に至らない平素の自衛隊に対する権限付与に係る国家安全保障会議の在り方等その調整枠組みを早期に確立すべきであろう。

陸上自衛隊の大部隊の行動に係る法的制約は、日本の国内法に立脚した国民の生活や権利を妨げないという観点から定められたものであることから、超法規的な行動を前提とするような準備行為が存在してはならない。前述の東日本大震災の際の特例緩和のように、「いざとなったら、日本はできる。」と考えることもできるが、法治国家である以上、部隊と隊員に対し、明確に説明できる作戦準備上の権限を、例えば国家安全保障局に付与する等政府の司令塔が機能する制度や枠組みを構築することが急務である。

#### ウ 防衛力を用いた抑止の概念の明確化

防衛計画の大綱は、概ね10年後までを念頭に置き、中長期的な視点で日本の安全保障政策や防衛力の規模を定めた指針で、これに基づいて5年ごとの具体的な政策や装備調達量を定めた中期防衛力整備計画が制定される。一方、かつての防衛の基本政策においては防衛力整備による静的な抑止の考え方しかなかったが、現在の自衛隊の抑止の考え方には、情勢緊迫に応じて部隊を移動・展開させるなどの動的な抑止の考え方が取り入れられている。2015年のガイドラインでようやくMFD0が導入されたものの、残念ながら我が国の防衛政策としてMFD0が採用されたものではない。陸自における抑止態勢とは主として、平素の全国に均衡配置された部隊配置を情勢緊迫に応じて迅速に移動・展開させることであり、海空自の抑止態勢とあわせ、自衛隊の統合抑止態勢を政策レベルまで押し上げることにより、それを促進する法整備や体制整備が進むことを期待する。

### (2) 防衛省・陸上自衛隊レベルでの方策

#### ア 平素からの作戦準備の基盤となる事項の整備

南西地域の空白地帯に逐次駐屯地を配置し、更に対空・対艦ミサイル部隊を配置、電磁波部隊の新設やサイバー防護の強化を図り、米海兵隊、陸軍との共同を進めることは、全領域作戦に対応する観点からも極めて重要なことである。

一方、グレーゾーンにおける本州等からの早期の移動・展開におけるチョークポイントは弾薬を始めとする兵站物資の輸送であることは明確である。特に、平素の輸送で諸制約の多い弾薬については、南西諸島に開設する駐屯地等への事前集積や沖縄本島に所在する米軍弾薬庫等の利用・活用が極めて重要となろう。



また、輸送力の強化も急務である。現中期防において島嶼部への輸送機能を強化するため、陸上自衛隊は本土と島嶼部への輸送を実施し得る大きさで、2000 トン程度の搭載能力を有する中型級船舶1隻と、喫水が浅い島嶼部の港湾にも輸送を実施し得る大きさで数百トン程度の搭載能力を有する小型級の船舶3隻を取得することとし、2024年度の導入を計画している<sup>27</sup>。これに併せ前述したPFI船舶の更なる充実や平素の訓練等を通じて、民間旅客船舶により火薬類を輸送可能になるよう危険物運送船適合証の書き換えを自衛隊の責任において実施する等の試みが必要である。

#### イ 部隊の分散・自律・防護能力の拡充

前述の政府レベルの諸施策を講じ、陸上自衛隊自らが作戦準備上のチョークポイントたる輸送能力の向上に係る諸施策を講じそれを克服しても、日米の領域横断作戦部隊を防護する「力」と広域分散する部隊の「C4I2システム」がなければ島嶼防衛は成り立たない。即ち、南西地域に分散して展開する電磁波部隊、対空・対艦ミサイル部隊等を確実に防護し、抗堪性あるC4I2システムを提供できる部隊を同一地域に展開することは、部隊の分散・自律・防護能力を拡充する上で極めて重要である。25大綱においては、統合機動防衛力を具現するため即応機動連隊<sup>28</sup>を整備することが決定されており、同連隊は各師団・旅団の先陣をきって展開することが期待されている。即応機動連隊は以上のような期待度から、①空輸性を高めるため全ての装備品を26t以下とし、②展開直後の防護性を高め、築城資材の所要を減じるため、主要車両を装甲化し、③輸送所要を減じるため、容積の大きい砲弾の弾薬を智能弾化し、④同行する師団・旅団司令部、通信部隊と協同して師団・旅団規模のC4I2システムを構築し、⑤統合機動防衛力構築のため、陸海空自衛隊並びに米海兵隊、陸軍の保有する火力を発揮するための火力統制・調整・誘導機能を保持することを期待され創設された。従って、16式機動戦闘車の配備に併せ、その他の主要車両の装甲化や強力な電磁波攻撃やサイバー攻撃に抗堪できるC4I2システムの基盤整備並びに統合・共同火力の統制・調整・誘導機能等をより発展させる必要がある。以上のような期待値を踏

---

<sup>27</sup>令和3年2月16日防衛大臣の閣議後記者会見より抜粋

<sup>28</sup> 従来、連隊は単一の職種で構成される最大の単位であったが、即応機動連隊は16式機動戦闘車を初めとする装輪装甲車などにより機動力と被輸送性を高めた諸職種部隊でパッケージ化されたものとなる。有事の際などに必要に応じて諸職種部隊となる普通科戦闘団とは異なり、平素より諸職種部隊で編成されている。即応機動連隊は機動師団・機動旅団の中核を担う隷下部隊として各種事態に即応すべく、航空機、艦艇輸送に適した装備を重点的に導入し、7個連隊を編成する予定。

まえ即応機動連隊の改編の現状を見ると、16式機動戦闘車の配備を逐次整備しているものの、その他の機能については旧式の諸職種の装備を組み合わせただけのみの状況であるとの懸念を払拭できない。即応機動連隊を当初の期待値に速やかに到達させるため、主要車両の装甲化、知能弾の導入、抗堪性あるC4I2システム、統・連合火力の統制・調整機能の保持を推進する2次改編を早期に着手すべきである。また、部隊の分散・自律能力を充実するためには、C4I2システムのレジリエンシーを高める必要があり、そのためにもデータ通信用のUHF帯域の使用承認、来るべき「みちびき」7機体制での防衛省独自の通信衛星を活用した周波数帯域の付与、更にはウクライナで実証されたスターリンクのような民間が逐次整備する大容量衛星通信基盤<sup>29</sup>を当面活用する等、離島等のC4I2システムを平素から早期に整備することが必要である。

## おわりに

本年末までに、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の改訂が予定されており、経済安全保障や自衛反撃能力の保持等の議論がなされていくものと予想される。また、宇宙・サイバー・電磁波・認知等の新領域への対応は各自衛隊における新たな部隊の創設等、必要な機能を順次整備していくものと考えられる。陸上自衛隊としては、多次元統合防衛力に最大限寄与するため、サイバー・電磁波・認知等の新領域における対応能力を高めつつ、高速滑空弾を装備する部隊の創設等が期待される。一方、これらの部隊や迅速に展開した米海兵隊や米陸軍と同一の地域に派遣されこれを確実に防護する力をもった部隊を平素の段階から遅滞なく確実に移動・展開させ、抑止・対処態勢を向上させるための法的根拠や即応機動連隊そのものの機能強化を早急に整備しなければならない。現代戦の様相の変化により、陸上自衛隊が具備すべき「新たな機能の充実」と陸上防衛力本来の「力」の両立、バランスが求められるところである。

防衛力の役割は多様であるが、その第1は戦争や紛争を抑止することである。陸上防衛力は、その性質から、海空防衛力に比し、移動や展開に地形、海象、気象の影響を受け

---

<sup>29</sup> KDDIは9月13日、衛星ブロードバンドサービス「Starlink」を手掛ける米Space Exploration Technologies (SpaceX)と業務提携を結んだと発表した。au基地局と回線網を接続する「バックホール回線」にStarlinkを使用することで、山間部や島しょ部、被災地域でも高速通信が可能になるという。2022年をめどに全国約1200カ所から順次導入を始める。

やすく、移動や展開する地域毎に関係省庁や自治体との調整の必要がある。一方、陸上防衛力は、その展開により国家の強固な意志を表明することができ、その決心が早ければ早い程、相手国に対し大きな抑止力となり得る。筆者の考える陸上防衛力の運用の要訣は、「牛刀をもって鶏を割く。」である。論語においては、「小さな物事を処理するのに必要以上の大がかりな手段を用いることのたとえ」とされ、必ずしも賢明な対応とは評価されないが、陸上防衛力を平素から新領域の分野において効果的に活用しつつ、移動・展開にあたっては大胆かつ迅速な準備行為により態勢を早期に整えることこそ戦争や紛争の抑止のための絶対的な条件であると考えている。

陸上防衛力が、従来の領域はもとより新領域においても海空防衛力並びに米軍の作戦テンポに合致できるよう、法的枠組みや手段を整備し、その利点を助長できるよう祈念したい。

【別 表】

防衛出動時における関係法律の特例

法 律 名		特 例 等
部隊の 移動、 輸送	道路法 (115 条の 11)	○防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が通行のために応急措置として道路工事をする際に必要な道路管理者に対する手続きを緩和（承認⇒事後通知）  ○防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が道路予定区域で建築等をする際に必要な道路管理者に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）
	道路交通法 (115 条の 16)	○防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が道路工事等のために道路の使用をする際に必要な警察署長に対する手続きを緩和（許可⇒事前通知＋意見陳述）  ○防衛出動命令又は待機命令を受けた隊員の運転免許証の有効期間等につき政令で特別の定め。
土地の 利用	海岸法 (115 条の 14)	防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸保全区域において建築等をする際に必要な海岸管理者に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）

土地の 利用	河川法 (115条の17)	防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川区域において建築等をする際に必要な河川管理者に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）
	森林法 (115条の)	防衛出動又は防施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が保安林において立木の伐採等をする際に必要な都道府県知事に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）
	自然公園法 (115条の15)	防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が特別地域等において建築等をする際に必要な環境大臣等に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）
	漁業漁場整備 法 (115条の6)	防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港区域内で建築等をする際に必要な漁港管理者に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）
	港湾法 (115条の8)	防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾区域内等で水域の占有等をする際に必要な港湾管理者に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）、港湾の分区内においては適用除外
	都市公園法 (115条の13)	防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が都市公園等を占有する際に必要な公園管理者に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）
	都市緑地保全 法 (115条の21)	防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が緑地保全地区において建築等をする際に必要な都道府県知事に対する手続きを緩和（協議⇒事前通知＋意見陳述）
	土地収用法 (115条の9)	起業地の形質の変更に関する規制は、防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等については適用除外
	土地区画整理 法 (115条の12)	土地区画整理事業施行地区内における建築等に関する規制は、防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等については適用除外
	首都圏近郊緑 地保全法(115 条の18)	保全区域における建築等に関する規制は、防衛出動又は防御施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等については適用除外

	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (115 条の 9)	近郊緑地保全区域における建築等に関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等については適用除外
	都市計画法 (115 条の 20)	開発区域等内における建築等に関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等については適用除外
建築物 建造	建築基準法 (115 条の 7)	応急仮設建築物に建築基準法令の規定を適用しないこととしている建築基準法第 85 条を、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が建築する建築物に準用
	消防法 (115 条の 2)	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築等の工事を行った防火対象物で政令で定めるもの（野戦病院、航空機用掩体等）には、消防法第 17 条（消防用設備の設置義務）は適用除外
衛生・ 医療	医療法 (115 条の 5)	防衛出動命令又は出動待機命令を受けた自衛隊の開設する野戦病院については適用除外
	麻薬及び向精神薬取締法	防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊の医師又は歯科医師は麻薬施用者とみなす
戦死者 の取り 扱い	墓地、埋葬等に関する法律 (115 条の 4)	防衛出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した自衛隊員及び抑留対象者の死体の埋葬及び火葬については適用除外

## 【著者プロフィール】



高田 克樹（たかた かつき）

1985年防衛大学校（電気工学）卒業

米国スチムソンセンター客員研究員

第71戦車連隊長、富士学校機甲科部長

東京地方協力本部長、陸幕人事部長、防衛部長

第2師団長、陸幕副長、東部方面総監

陸上総隊司令官を歴任、2020年退官